

国保・後期

「オンライン資格確認」導入済の医療機関等では
限度額適用認定証の提示は不要です

オンライン資格確認システムを導入している、医療機関を受診するときに本人が同意し、システムで適用区分が確認できれば、「限度額適用認定証」(非課税世帯の人は「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」)の提示は不要です。認定証が無くても窓口での支払い時の負担が所得区分に応じた限度額までになります。

※ただし、非課税世帯で長期入院(適用区分の認定後に12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合)に該当する人はこれまでどおり申請により入院の食事代が更に減額になります。

また、受診にはマイナンバーカードを保険証として使用する「マイナ保険証」が便利です。利用するには事前登録の手続きが必要です。

マイナンバーカードの保険証利用の登録方法

①医療機関・薬局の受付に設置のカードリーダーで行う。

②ご自身のスマートフォンなどを使用した「マイナポータルアプリ」を使う。

③セブン銀行(セブンイレブン等)のATMから行う。

④保険年金課、各支所でも対応します。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)



▲マイナ保険証利用
厚生労働省WEBサイト

「オンライン資格確認システム」とは、医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等を利用して患者の資格情報を確認することです。

国民健康保険料口座振替登録キャンペーン実施中!

口座振替率の底上げを図るため、広島県内統一で実施しているキャンペーンです。

口座振替を利用していない世帯主の人は、この機会に、ぜひ口座振替の登録をお願いします。

キャンペーン期間 実施中～令和7年1月31日(金)

※次のすべてを満たす国保の世帯主

- ①キャンペーン期間中に新たに口座振替の登録を行っている
- ②令和7年1月31日時点で被保険者の資格がある(資格がある人が世帯にいる)
- ③納期が到来している保険料について未納がない
※自動エントリーのため、キャンペーンへの申込は不要です。

☑対象者から抽選で、広島県産品(3,000円相当)が県内で1,000人に当たります。

※当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。(令和7年2月下旬以降順次発送予定)

口座振替の新規登録は、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、市役所収納課、各支所(御調保健福祉センターを含む)で申し込みできます。

☑キャンペーンについて

保険年金課(☎0848-38-9107)

口座振替・納付について

収納課(☎0848-38-9172)

令和6年度市民税・県民税・森林環境税
納税通知書の発送と納期限

市民税・県民税・森林環境税納税通知書は、6月中旬に発送します。

■納期限(個人納付)

- 第1期 7月1日(月)
- 第2期 9月2日(月)
- 第3期 10月31日(木)
- 第4期 令和7年1月31日(金)

☎市民税課(☎0848-38-9154)、
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

手話通訳者が
窓口でお手伝いします

☎6月18日(火)、7月16日(火) 9:00~12:00
手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。
※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

☎社会福祉課

(☎0848-38-9125・☎0848-38-9206)

✉s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市の個人住民税(市・県民税)の定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年度に課税される個人住民税において定額減税が実施されます。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる人

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下で、個人住民税所得割の納税義務者の人(非課税または住民税の均等割のみが課税されている人は対象になりません。)

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族の各1人につき、1万円
※1 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。
※2 同一生計の配偶者と扶養親族は、原則として前年12月31日時点の判定基準とします。
※3 配偶者控除の対象外である同一生計の配偶者がいる場合は、令和7年度の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法(令和6年度分)

(住民税の納税方法によって、減額の時期が異なります)

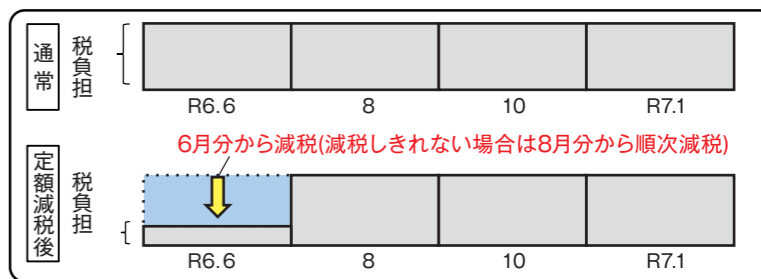
- ①個人住民税が給与から差し引かれる人(給与からの特別徴収)

☎令和6年6月分は徴収されません。定額減税適用「後」の税額を、令和6年7月分～令和7年5月分の11回に分けて徴収します。



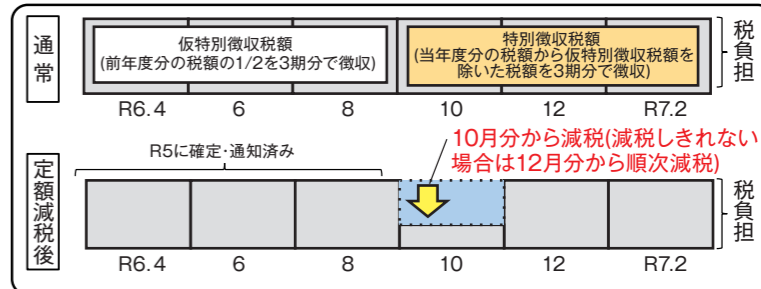
- ②個人住民税を納付書や口座振替で納付する人(普通徴収)

☎定額減税「前」の税額を算出した後、第1期分(令和6年6月分)の税額から減税されます。第1期で減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、減税されます。



- ③個人住民税が公的年金から差し引かれる人(公的年金からの特別徴収)

☎定額減税「前」の税額を算出した後、令和6年10月分から減税されます。令和6年10月分で減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から、減税されます。



その他

- 減税額の詳細については、納税通知書か、特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房HP「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご確認ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁HP「定額減税特設サイト」をご確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)